

農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

令和 年 月

広 陵 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 広陵町は、奈良県北部に広がる大和盆地の西北部に位置し、その立地条件を生かして米麦やナスを主体とする農業生産を展開してきたが、広陵町の農業振興を図るため、新たに地域農業の担い手の育成を目的として平成26年より「農業塾」を開講した。また、令和元年度には県との協定による特定農業振興ゾーンの設定により、寺戸地区と百済川向地区の2地区でイチゴの産地復活、農地の有効活用や農業の生産性の向上、地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換の取組みを進めているところである。

今後は、「人・農地プラン」の実質化と実行、そしてフォローアップにより、地域の実情に応じた多様な地域農業を模索し、効率的、安定的な農業経営を確保していく。

そのためには、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 広陵町の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、団塊世代の定年退職を契機とした帰農による農家の減少低減と専業農家の増加傾向が見られた。

しかし、依然として農地の資産的保有意識を持つ傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化の顕著な進展をみないまま推移したことから、平成27年の統計調査結果をピークとした小規模な農地維持型農業からくる米作中心の自給的農家が増加する傾向であった。

そして、令和2年の統計調査では前回調査より自給的農家の減少傾向が顕著となっており、また販売農家に着目すると、経営規模面積1ヘクタール未満の中小規模農家の減少は著しく、反面、1.5ヘクタールを超える大規模農家は増加傾向にある。このことは、「人・農地プラン」の実質化に向けた農業者との話し合いの場における地域の課題としても取り上げられた後継者不足や高額な農機具の更新費用等と米作中心による収益バランスの悪さなどから、年齢からくる農業者のリタイヤや農機具の更新を契機として、意欲ある農業者に農地の集積が進んだことによるものと考えられる。

なお、平成28年度以降の集積実績としては、約83ヘクタールとなっている。

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
農家数					872	884	809	804	611
自給的農家	1,317	1,196	991	961	317	407	416	424	301
販売農家					555	477	393	380	310
専業	82	66	54	46	53	49	63	92	
兼業	1,235	1,130	937	915	502	428	330	288	

農家数（奈良県統計年鑑、2020農林業センサス）

経営規模／年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
0.3ha未満	493	472	298	289	5	2	1	0	1
～0.5ha	308	299	241	231	185	169	121	122	107
～1.0ha	442	338	375	335	287	240	201	191	144
～1.5ha	60	74	64	81	56	48	49	44	36
1.5ha以上	12	13	13	25	22	18	21	23	28

経営耕地規模別経営体数（奈良県統計年鑑、2020農林業センサス）

今後は、他の産業における定年延長等継続雇用の措置や若年者労働力の不足により、さらに農業従事希望者の減少と現従事者の高齢化に伴う担い手不足及び相続による農地の細分化、町外への転出による農地所有者の不在化もより顕著となることが予想され、これによる農用地の遊休化等、農用地の適切な利用に支障が生じることが懸念されることである。なお、現状の耕作放棄地の状況は下記のとおりである。

単位：ha

年度	H27	R2
耕作放棄地面積	2.2ha	8.0ha

(広陵町農業委員会調べ)

このため、農業者の経営意欲向上による耕作放棄地の解消・未然防止や地域農業の維持・活性化を図るために、「農業塾」の運営等を通じての新規就農者等を含めた農業後継者の育成と確保、個人経営体から法人経営体への移行促進及び他企業からの参入のほか、新たに農業経営と他の事業を組み合わせ多角的に事業展開する半農半X事業体や農作業受託などを行う農業支援サービス事業体などを新たな担い手として位置づけていくことの検討も必要と考える。そして、従来の家族経営体への積極的な女性参加を促すとともに耕作条件の改善等ハード対策も平行して取り組むことも必要と考える。

加えて、農地維持的な耕作状況からは、主食用米から非主食用米への栽培転換も必要と考える。

- 3 広陵町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的には、主たる農業従事者1人当たりの経営の指標として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体等（以下「認定農業者」という。）の担い手における年間労働時間は、地域の他産業従事者と均衡した概ね2,000時間、年間農業所得（退職金等を含む。）は他産業従事者に相当する概ね360万円とし、またこれらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

新規就農者については、年間労働時間を主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間とするが、年間農業所得はこれまでの新規就農者の年間所得や施設・機械等の初期投資等を考慮し、主たる農業従事者1人当たり概ね250万円とする。

そして、農業経営を他産業と均衡する農業とすることにより、農業後継者の確保を図るとともに、引き続き「農業塾」による農業技術の習得や農業経営を習得するための研修実施などにより新規就農者を含めた農業経営者の育成を図る。

新規就農者数目標

1人/年

- 4 広陵町は、将来の広陵町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、広陵町は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、広陵町地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の広陵町地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業も活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増

進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である広陵町では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を進めるため、「人・農地プラン」の実質化と実行により目標地図の完成を図る。また、実質化の過程での地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて地域の園芸作物の掘り起こしなどを通じて、多様な農業経営展開を推進する。

次に、集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

そして、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、農業・農村が有する地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うことで、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

次に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても若手の認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、広陵町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、意欲ある担い手の確保・育成と農地マネジメントの推進を図る上でも、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 広陵町は、広陵町地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県農林振興事務所の協力を受けて行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者やJAならけん園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 広陵町の農業を支える担い手の確保・育成は、農業後継者はもちろんのこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）の確実な地域への定着が重要であり、新規就農者の参入や「農業塾」修了者の定着のための農用地の確保については、農地中間管理機構（以下「サポセン」という。）との連携強化が最重要である。

そして、法第14条第4項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、広陵町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施することとする。

広陵町の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを市町村に提出してその就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

広陵町は提出された青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。

就農希望者に対して広陵町では就農に対する相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 第1の3に示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に広陵町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、広陵町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作	<作付面積等> 水稲＝10ha 麦＝5ha 作業受託（水稲 基幹3作業） ＝10ha <経営面積> 15ha	<資本装備> （中型機械化一貫体系） トラクター（40ps） 1台 田植機（4条）1台 コンバイン（4条刈） 1台 乾燥機（30石） 1台他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入を検討。 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜経営				
イチゴ専作（土耕）	<作付面積等> イチゴ 12月どり 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a トラクター（20ps） 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 <その他> ・土耕栽培により初期費用を軽減	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入を検討。 社会保険等の加入 施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保
イチゴ専作（高設栽培）	<作付面積等> イチゴ 12月どり 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a 高設ベンチ 30a分 湯温暖房機 3台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 <その他> ・軽作業化のための高設ベンチの導入。		

ナス 専作	〈作付面積等〉 ナス (施設) 冬春 = 20 a (露地) 夏秋 = 20 a 水稲 = 50 a 〈経営面積〉 90 a	〈資本装備〉 パイプハウス 20 a トラクター (20 p s) 1 台 田植機 (4 条) 1 台 コンバイン (2 条刈 1 台) 作業舎・倉庫 50 m ² 他 〈その他〉 ・夏秋ナスは連作障害を回避させるため、水稲作と輪作する。	
ナス+ 軟弱野菜	〈作付面積等〉 ナス (施設) = 20 a 葉ネギ (露地) = 90 a 〈経営面積〉 50 a	〈資本装備〉 パイプハウス 20 a トラクター (15 p s) 1 台 作業舎・倉庫 50 m ² 他 〈その他〉 ・移植栽培による年3作栽培	

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
水稲作 (主たる従事者 2人)	〈作付面積等〉 水稲 = 20 h a 麦 = 10 h a 作業受託 (基幹 3 作業) = 30 h a 〈経営面積〉 30 h a	〈資本装備〉 トラクター (30 p s) 2 台 田植機 (4 条) 2 台 コンバイン (4 条刈) 2 台 乾燥機 (30 石) 3 台 他 〈その他〉 ・完熟堆肥の施用による土づくり ・側条二段施肥の導入 ・2 h a 程度の団地化された農用地	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実に努める。	・給料制の導入 ・社会保険等の加入検討 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

2 新規就農者が第1の3に示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、広陵町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
イチゴ専作(土耕)	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15a <経営耕地面積> 19a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・土耕栽培により初期費用を軽減	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の実施
イチゴ専作(高設+土耕)	<作付面積等> イチゴ 12月どり 高設栽培10a 土耕栽培20a <経営耕地面積> 34a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 4a 高設ベンチ 10a分 トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・軽作業化のための高設ベンチの導入。		
イチゴ+ナス(土耕)	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15a ナス 夏秋栽培 5a <経営耕地面積> 24a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減		

施設軟 弱 (ホウ レンソ ウ + ミズ ナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 120 a ミズナ 30 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター (20 p s) 1台 倉庫・作業舎 50 m ² <その他> ・ホウレンソウは年間4作	
施設軟 弱 (コマ ツナ)	<作付面積等> コマツナ 150 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター (20 p s) 1台 倉庫・作業舎 50 m ² 保冷庫 1坪 <その他> ・コマツナは年間5作	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・その他農用地の利用改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：27%</p> <p>なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業の取組を促進し、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	<p style="text-align: center;">361haの内 97ha</p>

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

広陵町では、米麦を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

特に、耕作条件が悪い農用地においては、耕作放棄地化が進む要因となる。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョンでは分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、加速的に離農者が増加していくことも危惧される。

また、この離農者の増加現象により、農地が供給されると考えられるものの、農地の資産的保有意識を持つ傾向の解消や受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ供給されない農地が耕作放棄地化し、耕作放棄地周辺の農地に重大な支障が生じる。

このため、農業振興地域においては、認定農業者や法人等の担い手を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、広陵町の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

(3) 現在、県との特定農業振興ゾーン設定による取組みにより、百済川向地区においては大規模なほ場整備を実施し、農用地の集約、集積、そして集落営農組合の立ち上げなど、課題解決の先例となる事業を展開している。これにより、担い手が少ない地域においては、耕作放棄地化の防止と認定農業者を含む農業者の高齢化に伴う担い手の育成と確保のための基盤づくりを進め、今後も農地マネジメントの推進のために新たな農業振興地域のゾーンニング等種々検討を進めていかなければならない。

この将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組及び関係機関等との連携等、広陵町の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

① 集落営農組織等組織経営体の活動強化、地域の実情に応じて農用地を持続的に最大限利用するため、効率的かつ安定的な農業経営を可能とする多様な担い手の育成、確保に必要な次の組織を育成する。

経営体区分	
個別経営体	<p>将来にわたって意欲ある地域の認定農業者や中小規模の農業経営体、大規模農家に対する農地の集積を促進し、育成・確保を図る。</p> <p>さらに、農業（自営）・農外の所得との組み合わせにより十分な所得が確保できる「半農半X」も中心経営体に加え、多様な経営体を育成する。</p>
組織経営体	<p>集落営農組織の設立促進や既存組織の体制強化及び経営管理能力の向上を図る法人化への移行を誘導する。また、農福連携や農外企業の参入を積極的に推進する。</p> <p>さらに、農作業受託などを行う農業支援サービス事業体も位置づける。</p>

- ② 農地マネジメント推進を図る基盤整備等の検討と実施
- ③ イチゴ、ナスなどの産地復活やその他地域園芸作物の生産推進
- ④ 主食用米から飼料用米、WCS用稲の本作化の推進
- ⑤ 農地中間管理事業及びサポセンが行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項

広陵町は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ広陵町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

ただし、農用地地区においては、人・農地プランの実質化を通じて、地域関係者との話し合いにより適切な農業者に農用地の利用を集積していくとともに、地域全体の農用地の有効利用を図る方向で利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

なお、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定等を受けることを希望する者に対しては、極力、サポセンが行う農地中間管理事業を活用するものとする。

広陵町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成や確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)、(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行うサポセンが利用権の設定等を受ける場合、サポセンが利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて広陵町長に確約書を提出すること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうこと。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を広陵町へ提出すること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- (2) 利用権の設定等の内容
- 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。
- (3) 開発を伴う場合の措置
- ① 広陵町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及びサポセンを除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 広陵町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。
- (4) 農用地利用集積計画の策定期間
- ① 広陵町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

- ② 広陵町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 広陵町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。
- (5) 要請及び申出
- ① 広陵町農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、広陵町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 広陵町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 広陵町は、①～③において関係団体等に対し、農用地の利用権の調整に際しては、サポセンと密接に連携を図り、サポセンを経由して利用権の設定を行うことを最優先に調整が行われるよう求めるものとする。
- ⑤ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 広陵町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 広陵町は、(5)の②及び③の規定による農業協同組合、土地改良区又はサポセンからの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 広陵町は、①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があった場合は、第一に農地中間管理事業を活用するよう促すものとし、利用権設定等の調整が調ったときは、広陵町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 広陵町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、サポセン、農業協同組合等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は

- 名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて広陵町長に報告する旨
- ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
- ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
- エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
- オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
- カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①が行う耕作又は養畜の事業への従事状況
- キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- イ 原状回復の費用の負担者
- ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項
- ⑩ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 広陵町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。
- (9) 公告
- 広陵町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を広陵町の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
- 広陵町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設

定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

広陵町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

広陵町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農地利用集積計画の取消し

広陵町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

広陵町は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を広陵町の掲示板等への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

広陵町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあつせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあつせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあつせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあつせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

3 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

広陵町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の

複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業塾の活用及び担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成や確保の促進に関する事項

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、農業塾の活用や関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導を行う。さらに、当該農業者が青年等就農計画期間の満了時に農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

広陵町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 広陵町は、特に南郷地区の営農組織が行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ 広陵町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

広陵町は、農業委員会、中部農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、サポセン及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及びサポセンは、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、広陵町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、広陵町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地中間管理事業の推進に関する事項

- 1 サポセンを広陵町における担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

間管理事業の推進にあたっては、「実質化された人・農地プラン」に基づき農用地を集積し、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するためにサポセンが貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺の農用地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・未然防止に積極的に取り組む。さらに広陵町では、産地復活を目指すナスやイチゴ、その他地域産業と連携する品目の栽培拡大を目指す認定農業者、新たに農業にチャレンジする認定新規就農者など意欲ある担い手を中心に農地の集約化を推進する。なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

- 2 農地中間管理事業のほか、サポセンが行う次に掲げる特例事業も活用し、農地集積・集約化の取組を推進する。
 - ① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
 - ② 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
 - ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
 - ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月28日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月10日から一部改正する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月30日から一部改正する。
- 4 この基本構想は、令和 年 月 日から一部改正する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3～10年（農業者の場合10年）（農業者の場合10年）（農業者の場合10年）として利用する。ただし、利用権を設定する農用地において栽培する作物の種類が異なる場合は、異なることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行うものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき広陵町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>